

Q6-16 税務監査の要件及び概要について教えてください。

税務監査とは、外部の会計士が会社の税務計算が適切に行われているかを法人税監査準則に基づいて項目ごとに調査を行い、税務申告時にその結果をあわせて報告する制度です。これにより、管轄税務当局の立場から見ると税務申告書の信頼性を事前に確保することができ、調査人員の不足を補うことができます。

以下のいずれかに該当する会社は、会計士による税務監査を受け、会計士による証明書を税務申告書に添付することが義務付けられています(所得税法第 102 条第 2 項、営利事業者の委託に基づく会計士による税務監査証明弁法第 3 条)。

1. 年間収入総額(営業収入と営業外収入の合計)が NT\$1 億以上の会社
2. 銀行、信用組合、保険会社、投資信託会社、短期手形金融会社、ファイナンスリース会社、証券および先物会社
3. 株式公開発行会社
4. 法令により法人税の優遇を受けている会社で、年間収入総額(営業収入と営業外収入の合計)が NT\$5,000 万以上の会社
5. 金融持株会社法あるいは企業合併法により連結納税申告をする会社

税務監査を受け期限内に申告するといくつかの優遇措置があるため、強制適用にあたなくても、多くの会社は会計士による税務監査を自発的に受けています。税務監査を受けている場合に受けられる主な優遇措置は以下の通りです。

1. 欠損金の繰越控除(所得税法第 39 条第 1 項)

台湾においては、欠損金は原則として将来年度の所得と相殺することができません。しかし、税務監査を受けている会社には、欠損金の 10 年間の繰越控除が認められています。なお、欠損を繰越控除するためには、損失発生年度と控除対象年度の両方の年度で税務監査を受ける必要がありますので注意が必要です。

2. 交際費損金算入限度枠の拡大(同第 37 条、第 102 条第 3 項)

交際費には、税務上の損金算入限度枠がありますが、税務監査を受けている会社の場合には、交際費の損金算入限度枠が拡大されます。

3. 税務当局による調査の軽減

税務監査を受けている会社の場合、税務申告時の税務当局による税額査定は通常、その申告書上の所得に基づいて行われます。一方、税務監査を受けていない会社の場合はその申告した所得が基準利益率(業種別に財政部が決定した利益率)を下回っている場合には、税務当局は個別に帳簿調査を行って税額を決めるとされています。また、税額決定後も税務当局は引き続き調査権を有しており、税務調査を行うことが可能ですが、税務監査を受けている会社への税務調査においては、会社ではなく税務監査担当の会計士に対してまず質問がなされますので、税務調査対応の手間が軽減されます。